平成２１年（フ）第１５４９号
名古屋市熱田区三番町18番12号
債務者　櫻井　直美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６１２号
愛知県東海市名和町欠下55番地の１　スカイガーデン兜山４Ｃ
債務者　金浜　裕子（旧姓東原）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３６０号
大津市南郷１丁目６番７号
債務者　川邊　惣治
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７８号
滋賀県湖南市東寺２丁目７番16号
債務者　吉川千恵美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８３号
滋賀県高島市安曇川町田中778番地４　第１コーポコウトク11号室、前住所滋賀県高島市鴨3150番地91
債務者　増﨑ひとみ
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９１号
大津市追分町３番35号
債務者　林　　俊夫
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２００号
大津市大門通16番70号、前住所大阪市淀川区西宮原３丁目２番１―712号
債務者　土井　睦之
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６２号
滋賀県栗東市中沢２丁目11番13―207号　リベルティキタガワ、前住所滋賀県東近江市建部日吉町456番地13
債務者　橋詰　美穂（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６８号
大津市唐崎２丁目５番23号
債務者　岡田　晃典
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３５号
大津市青山８丁目18番14号
債務者　東　トシ子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３６号
滋賀県草津市笠山１丁目７番37―５号　笠山荘、前住所滋賀県草津市若竹町６番７号
債務者　川幡　　務
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３７号
大津市大江４丁目31番13―503号、前住所大津市青山８丁目３番３号
債務者　中藤　秀美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４５号
大津市湖城が丘11番24号、前住所大津市真野５丁目４番２号
債務者　高田　典和
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５８号
大津市滋賀里２丁目３番28、住民票上の住所鳥取県鳥取市古海1146番地
債務者　中島　光秀
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５９号
大津市高砂町６番４号
債務者　多田こと　夛田美津子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７３号
滋賀県草津市野路２丁目17番15号
債務者　西岡美津子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第８７０号
兵庫県姫路市飾磨区英賀東町２丁目47番地
債務者　辻川さゆり
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１９４号
兵庫県姫路市別所町別所４丁目１番地ハイトピア姫路401
債務者　爲則　達哉
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部